

なるほど 

正しい事業承継

－ 経営承継円滑化法と税制 －

NPO法人 地経研
事業承継研究会
理事長 吉川 孝
✉toiwase@chie-club.net

Vol. 35

事業継続の報告と届出は面倒臭い！？

今私は、このFax情報を網走に向かうJRの中で書いています。北海道に生まれ育った私ですが、恥ずかしながら初めての網走です。片道5時間半かけて、事業承継コーディネータとして網走信用金庫さんの職員研修の講師を務めに行きます。

地方の信用金庫さんは、お客様や地域の企業のための事業承継支援に大変熱心なところが多く、今月19日の北見信用金庫主催の事業承継セミナーも参加者は大変多いようです。

ところで、Vol. 32, 33, 34では事業継続基準恐れるべからずと題して、お話をしました。

なぜならば、先代がやってくれた計画的取り組みに関する「確認」をもとに、事業継続要件をクリアできるかどうかを吟味した上で認定を取り、税制特例を使うかどうかを決定するのは、後継者であるということです。つまり現経営者にとっての課題ではないということでした。

ですから、例えば雇用の80%維持条件の困難性などの側面ばかりを強調して、本質を見ないのはかえって判断を誤らせる基となりますということをお伝えしました。

事業継続要件は、制度的なものというより、経営そのものと経営承継の実態の問題であると理解いただけると思います。

相続税や贈与税の納税猶予の特例を受けて申告した後は、事業継続している期間中は認定が有効となりますので、相続税や贈与税申告期限から5年間は、申告期限から1年を経過するごとの日を報告基準日とした事業継続の状況等についての報告書を、報告基準日の翌日から3ヶ月以内に経済産業局に提出します。そして、この報告時に経済産業局から交付される「要件に該当する旨」の確認書とその他の必要書類を添付して、さらに報告基準日から5ヶ月以内に所轄の税務署に届出書を提出することが必要となります。

この5年間の事業継続期間が経過した後は経済産業局への報告は必要なくなりますが、今度は3年に1回、所轄の税務署への届出書の提出が引き続き必要になります。

つまり、納税が免除されるか、納税猶予期間が確定して納税義務が生じるまで、事業継続の届出が必要であるということを理解してください。

これって、面倒でしょうか？

認定基準やその後の事業継続要件を考慮して尚、納税猶予の特例を使うメリットを選択したのであれば、この報告や届出が面倒であるとか、期日管理が大変そうであることは本質的な問題ではないと思います。

次回は、5年経過後の事業継続要件や納税免除についてお話ししましょう。

■ご意見・ご質問等がございましたらFAXにてお問い合わせください。

なお、FAXの受信を希望されない方は「FAX受信拒否」にチェックを付けて、御社名をご記入の上、こちらの用紙を送信してください。

御社名

☐ FAX 受信拒否

FAX 番号 : 011-622-7768

文責 : 吉川孝 (税理士・中小企業診断士・事業承継コーディネータ)

 日成コンサルティング株式会社